

さて、JIAはどちらを選ぶ？

110年ぶりの法人制度改革で、「一般社団法人」か「公益社団法人」を選択しなければならない中、JIAにとって望ましい法人形態とは何か。

JIA定款改定特別委員会 委員長 谷村 茂

第1回 法人制度改革の概要

2008年12月1日より公益法人の新制度が施行された。明治29年の民法制定より実に約110年ぶりの法人制度改革だ。この日からJIAは、従来の民法34条の規定による公益法人から自動的に移行途中の「特例民法法人」という立場に置かれている。この立場にある限り内容は従来の社団法人と同じで、国土交通省の監督下におかれている。ただし、これから5年後の2013年11月30日までに否応無しに新制度の「一般社団法人」か「公益社団法人」に移行しなければならない。移行しない場合は解散となり、財産を他の公益団体等に渡さなければならない。

定款改定特別委員会では、建築家3月号から6月号にかけて新制度の内容と意味を要約して連続掲載し、JIA会員がどちらの形態を選択すべきかを判断する一助になればと考えている。同時にJIAのHPにもその時々の問題点を掲載し、できるだけ情報を提供できるようにしていく所存だ。なお、これまでの先輩達によって議論されてきた「職能問題」「中間法人問題」「資格制度問題」等は、「JIA基本政策会議報告（2002年5月31日）」にまとめられ、JIAのHPにも掲載されているので再度目を通していただきたい。

これまでの制度との違い

それでは、この制度改革によってこれまでと今後では何が違ってくるのだろうか。先ずこの制度の根本となるのは、新制度では主務官庁制度をやめ、準則主義（登記）だけで「一般社団法人・財団法人」を設立できる原則にしたことだ。その上で、新設された第三者委員会（公益認定等委員会等）が公益性を認めれば、「公益社団法人・

財団法人」となる。内閣府公益認定等委員会事務局から出されている「民による公益の増進を目指して」を読むとこの制度の概要がわかるが、そこには「準則主義により法人格が容易に取得でき、また、明確に定められた基準による公益認定を民間有識者が行うことで、民間非営利部門の一層の発展が期待されます」とある。

2006年10月1日現在、公益法人の数は国所管7,000と都道府県所管18,000を合わせて25,000程度あるといわれている。国土交通省所管だけでJIAを含めて1,100有余の法人がある。役所からの制約を離れ、自由な活動を促すというのがうたい文句であるが、様々な制約があるために、多くの旧公益法人はどちらの法人形態を選んだら良いのか躊躇しているのが現状だ。2000年に、定款改定に絡んでJAI総会で大問題となった「中間法人」も「一般社団法人」に移行し、なくなる。

NPO法人

一方、市民も加わった議員立法で生まれた「NPO法人」の制度も10年経過したが、基本的に寄付金や事業で運営する為にかなり苦しい財政事情に陥っている。新聞報道によると、36,000もの法人のうち、寄付金控除などの優遇がある「認定NPO法人」はハードルがきつく90程度しかない。現在のところ、「NPO法人」と「公益法人」の最も大きな違いは制度のあり方で、認証主義か準則主義かということにあらう。公益法人にせよ、NPO法人にせよ、税の優遇措置を受けるには、厳しい条件を満たす必要がある。元々役所の天下りの弊害を避ける為に、主務官庁の制約を解き放ったはずであるのに、あまりにも厳し



谷村 茂

1974年：東京理科大学理工学部建築学科卒業
1974年～1977年：株間組建築設計部
1980年：ニューヨーク州立大学建築学修士課程修了
1980年～1984年：株国分設計
1984年：アール・アンド・エス設計工房設立、現在に至る
1987年：JIA入会
1998年～1999年：UIA世界大会2005年名古屋誘致活動委員会副委員長
2000年～2004年：東海支部幹事長
2002年～2005年：本部倫理規定・職能原則委員会委員
2003年～2005年：本部実務委員会委員
2006年～2008年：東海支部長・本部理事
2006年～：本部対社会行動委員会委員、本部定款改定特別委員会委員
2008年～：本部理事

い条件を押し付ける制度では真の民による寄付文化も育たないといえる。

新制度の法体系

新制度の根拠となる法令は3本の法律で成り立っている。

- ・「法人法」：法人の設立、組織、運営及び管理の規定（定款、理事会、総会、事業報告書）
- ・「認定法」：公益認定の基準（公益目的事業比率）
- ・「整備法」：従来の公益法人に係る新制度への移行手続き（公益目的支出計画）

それぞれの法律の下に「施行令」、「施行規則」があり、さらに「ガイドライン」として公益認定基準等の詳細があり、関連規定の運用を詳しく解説している。

「法人法」と呼ばれる「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、会社法を基礎においている為、定款の作成から始まって、社員総会、理事会等の設立から運営まで細かく規定している。これまでは主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができ、主務官庁の庇護の下、公益法人としてJIAは活動してきた。しかし、これからは法の下に自立性、いわゆる法人の内部統治（ガバナンス）が求められる。

さらに、法人設立・運営の為の要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられてきたために、主務官庁ごとにばらつきがあったが、これからは「法人法」によって一律に規定される。「一般社団法人」を選ぶのか「公益社団法人」を選ぶのかを問わず、先ずこの「法人法」の内容に合致する体制を整えなければいけない。法人設立の基となる「定款」は特に重要で、移行申請までに整えなければいけない。

その中で規定される「理事」と「監事」の責任は特に重く、彼らはその職務を執行していない場合には法律によって損害賠償を求められる事態に発展する事もある。

定款の内容に関しても「一般社団法人」と「公益社団法人」ではその内容が違い、現在よりはかなり詳しく定義する事が求められるが、どちらを選択するにしても先ずこの「法人法」をクリアしなければいけない。

一般社団法人と公益社団法人の違い

新制度における法人選択は、我々自身がしなければいけないことは既に述べたが、「一般社団法人」と「公益社団法人」との違いはどこにあるのか、また、共通点は何か。

「一般社団法人」も「公益社団法人」も「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の担い手として位置づけられているのは同じで、従来の公益法人（現特例民法法人）は「一般社団法人」か「公益社団法人」のいずれかに移行するという選択肢がある。「一般社団法人」として認可された場合は、その後も期限をつけずに何回でも「公益社団法人」への移行申請することができる。勿論最初から「公益社団法人」を選択し、移行申請をすることもできる。しかし、それぞれの法人では内容にかなりの違いがあるので十分に吟味されなければならない。

公益社団法人における公益目的事業

その最大のネックになる基準は、「公益社団法人」となった場合は、その法人が解散するまで「公益目的事業」を継続し、その事業比率を費用で計って常に50/100以上を保つことにある。また、「公益社団法人」を維持する事ができずに「一般社団法人」に降りる場合には法人の財産を他の公益法人等に渡さなければならない。

ここでいう「公益目的事業」の定義は、公益法人認定法第2条第4号に書かれている。即ち、

A. 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、

B. 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

チェックポイントはいくつもあるが、「公益目的事業」とはAかつBでなければいけないし、公益に値する事業かどうかは、これまでの主務官庁が認めてきたことに関係なく、公益認定等委員会で判断される。言うなれば「公益社団法人」とは直接的な公益事業を求められる法人といえる。定款改定委員会は、2007年夏と秋の2回、会員アンケート調査を実施してJIAの事業としてふさわしいと思われる事業の意識調査を行ったが、その当時では漠然としていた公益事業内容に関して現在は明確となり、内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン」で詳細にチェックポイントを見ることができる。

これらの公益目的事業の為に法人が受けた寄付金や、収益事業から得られた収益（利益）の半分以上などが、公益目的の為に消費されるべき財産の「公益目的事業財産」といい、公益の為に集めた財産は、最後まで公益的に消費する事が求められる。

3法が公布（H18.6.2）されて以来、河野前委員長の下での定款改定委員会においても本部・支部における公益目的事業比率を大雑把に検討してきたが、どの事業が認められるかの問題や、支部・地域会における活動状況が把握できずに確実に断定できないが、50%を事業費として支出するのはかなり大変だといえる。50%以上の公益目的事業を実施する為の経理的基礎と共にそれを維持する技術的能力を持っている事が重要で、その為の人員配置を求められる。いろいろな税金の優遇措置がある為に国税庁の厳しい査定が行われるのは当然で、本部はともかく、支部・地域会のレベルで事務局が対応できるかという財政的、能力的問題が発生する。収入においては、いろいろな寄付金優遇措置を受ける事ができる意味では利点となる。

一般社団法人における公益目的支出計画

それに対して、「特例民法法人」から移行する「一般社団法人」では、法人の作成した公益目的支出計画に基づいて現在ある「純資産」を支出していく事が求められる。これはJIAがこれまで公益法人として活動してきた過程で優遇措置を受けてきた結果の財産を公益の為に支出するという事だ。ただし、単に純資産を放出するという事ではなく、事業で支出していけばよい。

この公益目的支出計画に記載する、公益の目的の為に行う事業を「実施事業等」といい、実施事業等として他の公益的団体等へ寄付してもかまわない。財産は本部、支部、地域会全ての委員会、部会及びその他の活動体を含めた合算金額となるが、現時点でJIA全体ではこの財産がどれだけあるのかは掴んでいない。

今後1年程度かけて把握していく必要がある。この公益目的支出計画に従い、支出し終わった以降は「一般法」に基づく限り自由な活動ができる。永続的に「公益目的事業」が義務となっている「公益社団法人」との大きな違いだ。「一般社団法人」においても税制優遇措置を受けることができる「非営利性が徹底された法人」「公益活動を目的とする法人」といった法人形態もあるが詳細は税制で述べる。

どちらの法人形態を選択するにしても、JIAの収入源は基本的に個人会費と賛助会等からの寄付で成り立っていてそれ以外の大きな収益事業を持たないという事実を踏まえ、今後の方向性を真剣に考えたい。

経済危機の中での戦略

定款改定は、法人形態を選択する際について回る問題であるが、「法人法」に関連して、公益に対する民間の動きとして新聞に気になる記事が載っていたので紹介したい。

この20年余り、「株主への利益還元」が名実と共に企業経営の至上命題にされてきた。それを怠れ

ば、市場からの圧力にさらされた。一橋大学の野中郁次郎名誉教授は「台頭したのは、会社は株主に利益をもたらす装置だというアングロサクソンの考え方。しかし、今回の経済危機は、その限界を示した」と指摘する。野中さんの研究によると、短期の利益を目標にする企業より、会社の存在意義や社会貢献の理念を重んじる企業の方が、長期的に成長する傾向があるという。野中さんは、会社は社会への「共通の善」を生み出すように変わるべきだという。(朝日

新聞09.01.05)

昨年の世界的经济危機に端を発して今後益々我々を取り巻く環境は悪化するのには確実だと思われる。そのような時期に、省庁の頭木からはずれ、自立性を求められているのは何かを暗示しているように思える。JIAは建築家のプロフェッションの確立を目指して設立され、JIAが目的とする公益性は、基本政策会議報告 (pg.18~23) を含めてこれまで何度も述べられてきた。再度これらの議論

を踏まえ、会の存在意義を問い直すことで長期戦略を再構築するべきだ。caseA (国益)、caseC (不特定多数の利益) に対応する「直接的公益団体」に向かうのか、caseB (職能団体益)、caseD (職能団体益+公益の保護) に対応する「間接的公益団体」でも可能としていくのかは必然的についでくる問題ではないだろうか。

次号からは、問題となる個々の内容をより詳細に紹介していく事となる。